

議案第13号

令和7年度四街道市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和7年度四街道市水道事業会計剰余金の処分について定めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、令和7年度四街道市水道事業会計剰余金の処分及び決算について、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により提案するものであります。

剰余金の処分については、令和7年度末処分利益剰余金254,290,674円を減債積立金に積み立てるものであります。

本決算は、収益的収入決算額2,212,546,229円、同支出決算額1,854,058,718円、当年度純利益額254,290,674円であり、資本的収入決算額442,548,694円、同支出決算額1,182,536,071円、補てん額739,987,377円であります。